

当建設予定地が建設可能な場所であるかの確認について

1. 必要とされる面積の確保

- ・前組合と比べて 2 市 1 町の人口規模が小さいことや将来的なごみ処理量の減少が予想されつつも、災害対策の一つとして、災害ごみ置場の確保などの可能性を考慮すると、少なくとも従前の計画面積は必要と考えます。

2. 現況の土地利用及び将来の開発

- ・現況は水田であり、農業振興地域の農用区域であるものの、敷地内に支障となる構造物がないことや、非農地であるゴルフ場や公共施設が隣接しており、農地以外の用途で土地活用されていることから、周辺農地への影響は少ないものと考えます。

3. 利便性(位置、交通アクセス)

- ・搬入ルートとして複数の幹線道路が存在するため交通アクセスはよく、車両の分散が図れるものと考えます。

4. 災害等の対応

- ・荒川等の氾濫による浸水が想定されますが、氾濫平野を建設予定地としている近隣の組合等においてもほぼ同様の条件であり、水害対策として造成や建築計画におけるプラットホーム・制御室などの 2 階以上への配置、防水扉の設置等で対処できると考えます。

5. 法的制約(主要なもの)

- ・農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の規定による農振除外
- ・都市計画法第 11 条第 1 項の規定による都市計画決定の変更
- ・廃棄物処理法第 8 条第 3 項の規定による生活環境影響調査
上記の手続きを行う必要があります。

6. 経済性

- ・当建設予定地は液状化の危険度が低いことなどから、災害等への備えに一定の対策費用はかかるものの、近隣の事例と比べ過大にならないものと考えます。

【まとめ】

- ※1～6については、現時点で問題となるものではなく、当建設予定地は建設可能な場所であると考えます。